

団体交渉確認書

広島大学と広島大学教職員組合は、誠実に団体交渉を重ねた結果、以下の点で相互の立場の了解に達したことを確認する。

- 1 本確認書が対象とする期間は、平成 25 年 3 月から広島県が国と同様の趣旨の給与減額を行うか否かが正式決定した時期の翌月までとする。
- 2 大学は、次のとおり給与を減額するものとする。ただし、上記 1 の期間は、引き続き勤勉手当優秀者加算分、人事院勧告対応分及び病院収入分を財源として、地域手当の支給率に「特別調整分」を加算する。組合は、上記の減額及び「特別調整分」の加算について留意する。

(1) 本給月額及び本給月額に連動する手当

本給表等	級	主な職名	減額率	特別調整分
教育職(A)	5	教授	9.77%	2.8%
〃	4・3	准教授, 講師	7.77%	2.2%
〃	2	助教, 助手	4.77%	1.4%
教育職(B), (C)	4・3	教頭	7.77%	2.2% + 2.0%
〃	2	教諭	4.77%	1.4% + 2.0%
一般職	8・7	副理事, 部長	9.77%	2.8%
〃	6～3	室長, 主査, 主任	7.77%	2.2%
〃	2・1	グループ員, 技術員	4.77%	1.4%
技能職	3	自動車運転手, 調理師	4.77%	1.4%
海事職(A)	5～3	船員	7.77%	2.2%
〃	2・1	船員	4.77%	1.4%
海事職(B)	5・4	船員	7.77%	2.2%
〃	3～1	船員	4.77%	1.4%
看護職(病院)	6～3	主任看護師長, 看護師長	7.77%	2.2% + 5.8%
〃	2	看護師, 助産師	4.77%	1.4% + 3.6%
看護職(病院以外)	3	看護主任	7.77%	2.2%
〃	2	看護師	4.77%	1.4%
医療職(病院)	6～3	副薬剤部長, 部門長	7.77%	2.2% + 5.8%
〃	2・1	薬剤師, 技師	4.77%	1.4% + 3.6%
医療職(病院以外)	2	技師	4.77%	1.4%

- (2) 管理職手当 10%
- (3) 期末・勤勉手当 9.77%

3 広島県が国と同様の趣旨の給与減額を行うか否かが正式決定した時期の翌々月からの地域手当の特別調整分及び平成 25 年 12 月期からの勤勉手当優秀者加算については、人件費の執行状況等を踏まえて両者で検討する。

4 フルタイム契約職員の平成 25 年度における給与は減額しない。

平成 25 年 3 月 / 日

広島大学理事 (財務・総務担当)

平野 仁司

広島大学教職員組合執行委員長

西田 恵哉

(3/19)
署名